



週報

號六十二第
日四十月四年二十和昭

○絲價安定施設法に就て
(農林省蠶絲局)

○滿鐵の躍進
(對滿事務局)

—(國際時事解説)—

○獨逸の勞働奉仕團制度
(外務省情報部)

官報附録

昭和十二年四月七日

第百二十五號

五錢

週報

昭和十二年四月七日

第百二十五號

五錢

所 達 申	價 定	官報附録週報別刷
内閣印刷局發賣掛 東京九ノ内(三三三)五十一九 電話東京一九〇〇番 全国各地官報發賣所 東京都書務株式會社 東京市神田區保町ア三三 電話東京九三九〇番 最寄書店・發賣店	一ヶ部 一ヶ年(前金) 二圓四十錢 (外國郵便に依る地) 要 (減價) 圓四十錢 一ヶ年分未滿既送御希望の方は 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。	昭和十二年四月七日印刷發行 編輯者 情報委員長會 東京市神田區永田町 印刷者 内閣印刷局 東京市神田區宮倉内 發行者 内閣印刷局 東京市神田區大手町

週報

號六十二第

日四十月四年二十和昭

○絲價安定施設法に就て
(農林省蠶絲局)

○滿鐵の躍進
(對滿事務局)

○獨逸の勞働奉仕團制度
(外務省情報部)

—(國際時事解説)—

官報附録

昭和十二年四月十四日發行
昭和十二年四月十四日發行

五錢

週報

昭和十二年四月七日發行

第三種郵便物認可

(毎週一回水曜日發行) 第二十五號

(本書の大きさは國定規格A5判)

所 達 申	價 定
内閣印刷局發賣掛 電話九ノ内(三)三五二九 振替東京一九〇〇番 全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區神保町二之三三 振替東京九三九〇番 最寄書店・驛賣店	一ヶ年(前金) 二圓四十錢 (外國郵便に依る地) 要送料 (横は二圓四十錢)
	一ヶ年分未滿配達御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。

官報附録週報別刷

昭和十二年四月七日印刷發行

編輯者 情報委員會
東京市豊町區永田町
印刷者 内閣印刷局
東京市豊町區大下町

▽週報各號掲載事項抜萃

税制改革の要領	一八	再開後の議會に於ける税法案	一九
電力統制の必要性	二一	思想戦より觀たる防共	二〇
地方財政及税制改革	二二	日滿關係の現狀	二一
燃料國策に就て	二三	五箇條御誓文奉戴七十年に當りて	二二
陸軍軍備の本格的充實	二四	農地法案の變遷	二三
農村經濟更生と特別助成	二五	我國財政案に就て	二四
小學校教員俸給の道府縣負擔	二六	防空法案の改定	二五
滿洲移民の現況と其の將來	二七	郵便料金の改定	二六
航空國策に就て	二八	國民健康保險法案に關する諸問題	二七
思想犯保護觀察制度の實施	二九	國民健康保險法案に關する諸問題	二八
國民健康保險制度の要領	三〇	東北振興計畫の要領	二九
來年の豫算	三一	我國の觀光事業	三〇
國際觀光事業の一般趨勢	三二	歐洲の自動車數	三一
羊毛工業の現在と將來	三三	國際時事解説	三二
金融機關を語る	三四	▽第二十四號	三三
退職積立金及退職手當法の施行に就て	三五	紀元二千六百年に就て	三四
皇室の御近狀	三六	國防上より見たる米穀の問題	三五
海運國策に就て	三七	我國に於ける犯罪現象	三六
義務教育年限の延長	三八	永代借地權の撤廢成る	三七
關稅制度改革の要領	三九	▽第二十五號	三八
保健國策に就て	四〇	母子保護法に就て	三九
治水の根本策	四一	第七十回帝國議會の概觀	四〇
列國の原料資源	四二	最近のヨーロッパ情勢	四一
紀元節制定の由來	四三		
海上戰鬪力の就て	四四		
文化勳章の制定	四五		

刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に關する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし、公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

絲價安定施設法に就て……………農林省蠶絲局……………(一)

滿鐵の躍進……………對滿事務局……………(二)

——(國際時事解説)——

獨逸の勞働奉仕團制度……………外務省情報部……………(三)

本誌より轉載の場合は「週報」に依る旨を明記し
且情報委員會宛三部送付せられたし
本誌の掲載事項に對する希望其の他編輯に關し
ての意見は進んで情報委員會に申出でられたし

絲價安定施設法に就て

農林省蠶絲局

一 序

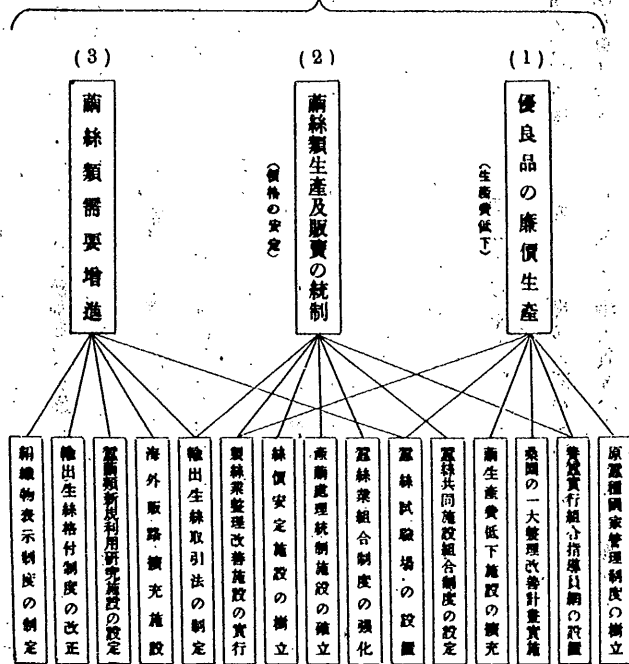
蠶絲業全部門一致の支持の下に、絲價安定施設法案及同特別會計法案は今期第七十回帝國議會の協賛を経て成立し、右の二法律は關係諸法令と共に去る四月一日より施行せられ、蠶絲業界多年の懸案たりし絲價安定に關する暫久的立法が確立せらるゝに至つた。波瀾重疊を極め多事多難なる現時の政局の下に於て、蠶絲業更生諸方策中最も重要性を有する本法が茲に其の實現を見るを得たるは、我が蠶絲業の爲寔に慶賀に堪へない所である。今、絲價安定問題の概要及絲價安定施設法の内容に付其の概要を述べて見よう。

二 絲價安定問題の概要

(一) 蠶絲業非常時の發生と斯業更生に關する諸方策樹立の必要

昭和四年以降世界經濟界が不況時代に入り、各種産業が苦境に瀕したる中に於ても、蠶絲業は最も大なる打撃を蒙り、數度に互る生絲恐慌及養蠶恐慌に襲はれて繭絲價の慘落を誘致し、主要養蠶地方

蠶絲對策



に在りては時には社會不安を醸成せんとするの情況を示したるを以て、此の非常難局の克服打開の爲に官民一致甚大の苦心が傾倒せられたのであつた。蠶絲業が斯の如き深刻なる試練を受けたるは、固より本邦生絲の最大顧客たる米國の經濟不況に因る購買力の減退に基く所も尠くなつたのであるが、一面人造絹絲工業が驚異的發達を遂げて繭絲價の低落と生絲消費の減退とを招來したるが爲であつたので、景氣變動の循環に依る好況到來を期待するのみにて

は到底蠶絲業の明朗なる將來を約束することは困難となつたのであつた。斯くして新興纖維工業發達の由來に鑑み、眞に蠶絲業の更生刷新を期せんが爲には、人組出現後の新事態に照應すべく、其の生産及販賣の諸部門に付各般の改善統制施設が講ぜられなければならなくなつた。蠶絲業に對する人組工業優位の根因たる生産費の低廉、價格の安定及需要増進施設の徹底が直ちに以て蠶絲業更生方策樹立の指針と爲りたるは寔に當然の事理と謂ふべく、政府は此の三大目標を基調として蠶絲業の各部門に存する幾多の缺陷を排除する爲一聯の蠶絲對策の具現に努力し來つたのである。而して今蠶絲對策の具體的施設として考慮せられたるものを此の三大目標に關聯し圖示すれば左の如くである。

右の諸方策は最近十箇年間に於て、或ものは法律の制定に依り、或ものは豫算の計上に依り、又或ものは當業者の自治的負擔に依りて著々之が實現を見たのであつたが、之等各般の制度を更に體系的に完成せしめ、綜合的に其の効果を發揮せしむべきものとして畫龍點睛の實を擧ぐべき絲價安定問題のみは未解決の儘今日に及んだのであつた。

(一) 絲價安定の重要性と其の目標

繭絲價の安定を圖ることなくんば幾多の蠶絲對策も實效を收むること困難なりと稱せられて居る。寔に我國重要産業の一として久しく輸出貿易の大宗たりし蠶絲業も、投機的産業の名の下に甚だ危險視されて關係當業者の生産販賣上に於ける眞弊なる改善努力を期待すること容易でなく、業界は投機

思想的氣分の漲れることは否むべからざる事實であつた。爲に生絲本來の價格變動性は更に擴大せられて所謂暴騰暴落常なく、繭絲價の異常なる暴落時に際しては養蠶製絲兩業者を始め、之が消費者たる機械業者に於ても、又製絲従業員、金融關係者等に於ても其の經營上に甚る苦痛甚だしく、蠶絲業の基礎を危殆ならしむるの虞あるのみならず、延いて國民經濟に影響する所亦甚大なるものあるを以て、絲價安定の必要の痛感せらるゝや其の由來既に遠く、大正年代以降生絲恐慌の襲來に對處して生絲の共同保管、出荷制限、採業短縮乃至は保管生絲の買収等各種の手段を講じ、以て絲價維持の爲の臨時應急施設を講ずるを常としたのであつて、絲價安定融資補償法の發動及之が善後措置として常時の克服に關しては、絲價安定に關する恆久方策の確立こそ蠶絲業更生諸方策の核心を爲すものと見て重大視せられ、其の具體的方法の樹立に當りては幾多の變遷を重ね各種の調査會の設置其の他に依り朝野を擧げて本問題の解決に苦慮を重ねたのであつたが、絲價變動の原因は頗る微妙にして且現代の蠶絲經濟機構は複雑多岐を極めてをるが爲に絲價對策實施の結果の各業者に與ふる影響も亦頗る廣泛に及ぶものがあるので、之が具體策の實現は一時は殆ど至難視せられたのであつた。即ち一面に於て生絲が主として海外に販路を有する高級纖維工業たるの特質に基き、又他面に於て本邦生絲に於ては人造絹絲並に他國生絲の代替競争品が存在するので、一定の公定價格乃至は狹隘なる範圍に於ける價格統制を實施することは性質上容易でないばかりでなく、絲價の昂上を意圖する政策も其の實

效を期待すること至難なりと認められ、又今後の蠶絲業の進むべき途として競争纖維の進出に對抗し生絲の需要の増進を圖る爲には、其の賣込に關し或る程度商人の自由の努力に期待することの必要であることも明らかとせられた。

斯様に幾多の研究を経たる後、絲價安定の目標としては蠶絲業維持安定の大目的より、養蠶製絲兩業者其の他の生産者が到底堪へ忍ぶ能はざるが如き繭絲價の異常なる暴落の防止を確保するの必要ありとせらるゝと共に、最近に於ける數度の經驗に依り、生絲價格の異常なる暴落は忽ち競争纖維の進出を促し生絲の消費數量を減退せしめて之が恢復には多大の努力を要し、他面に於て繭及生絲の増産を誘發して總て需給の逆轉を招來し、以て繭絲價を暴落せしむるの有力なる素因たるものが一般に認識せられ、絲價の暴騰は之を抑制するの必要ありとせらるゝに至つた。斯くして競争纖維の進出を誘發するが如き異常なる絲價の昂騰の抑制と、蠶絲業の基礎を危殆ならしむるが如き繭絲價の暴落の防止とが、新なる絲價安定施設の二つの目標として考へらるゝことになつたのである。

三 本法の内容

(一) 基準價格に依る生絲の賣渡及買入

蠶絲業の安定及發達を期する爲、生絲の價格の異常なる騰貴又は低落の防止を圖ることを目的として立案せられた絲價安定施設法は、其の手段としては、蠶絲業の經濟機構に於て確實に其の效果を期

待し得べき方法として、更に又海外市場に對しても其の威力を發揮し得べき所の方法として、當時相當數額の生絲及資金を保有して異常なる高値抑制の爲には一定の價格(賣渡價格)に依る買入の申込に應じて生絲の賣渡を爲し、異常なる安値防止の爲には一定の價格(買入價格)に依る賣渡の申込に應じて生絲の買入を爲し、以て生絲の價格をして常に一定の價格の範圍内に安定せしめんとするを其の骨子とする。而して米價統制の場合と異り、生絲の統制に際しては政府が直接之が實施の衝に當らんよりは、先づ第一段に當業者をして自治的に之を行はしめ、政府は背後に在りて必要なる援助補強の措置を講ずるを適當なりと認め、其の實行機關として全國の製絲業者(組合製絲を含む)を中心として生絲安定施設組合を組織せしむることとし、該組合をして賣渡價格又は買入價格に依り生絲の賣渡又は買入を爲さしめ、政府は生絲安定施設特別會計に於て現在の所有生絲約五萬俵と七千萬圓の資金とを保有して、賣渡價格又は買入價格に依り組合に對し生絲を賣渡し又は組合より生絲の買入を爲すのである。右の五萬俵の生絲は生絲輸出數量の約一箇月分に相當し、又七千萬圓の資金は異常なる安値防止に必要な相當數量の生絲を買入れ得るものであつて、過去の經驗に徴し大體此の程度の用意を以て本施設の運用に遺憾なきを期し得るものと考へらるゝのである。

(二) 基準價格の決定

右の如き生絲價調節の基準たるべき賣渡價格及買入價格が如何に定めらるゝかは本法運用の成否を

決し、延いて蠶絲業の盛衰にも影響する頗る重要な事項であつて、特に事の慎重を期する爲之が決定に當りては政府部内に設置せらるゝ關係各業代表者を網羅する生絲價安定委員會に諮問することとし、且養蠶製絲兩業の經營並に生絲の先物取引に對する影響を考慮し、原則として毎年一月其の年六月一日より翌年五月三十一日迄の價格を農林大臣が定むるのである。此の場合に於ける決定方法の大體の標準は法令に相當詳細に規定せられて居るが其の概略は次の如くである。

一 賣渡價格 賣渡價格は本法制定の理由に鑑み、競争纖維の價格の一定倍數に相當する價格を基礎として爲替相場及生絲運送費等を參照して定めたる價格と物價參酌値の上値三割と上値四割との間に於て農林大臣の定むる價格との範圍内に於て定めらるゝのであつて、今日の所に於ては大體米國に於ける「ツイスコース」の價格の三倍乃至四倍に相當する價格が適當ならんかと考へられて居る。尙物價參酌値は大體米穀統制法の場合と類似の方法に依り、生絲指數を物價指數にて除したる各生絲年度の生絲率に付最小自乘法の方式に依りて生絲率趨勢値を算出し、之を物價參酌値の算定せらるゝ月の前六箇月間の平均物價指數に乗じたるものを八百十九圓六十一錢に乗じて算出するのであるが、唯米穀統制法の場合と異り、生絲の特殊性に鑑み此の場合に用ふる物價指數は日米物價指數の幾何平均に依り、又生絲率趨勢値は人絹發達後の趨勢を加味する爲、明治三十四生絲年度を第一年次とする生絲率の趨勢値と大正十三生絲年度(此の年より人絹の世界生産數量は生絲の世界生産數量を凌駕せり)を第一年次とする生絲率の趨勢値との幾何平均に依ることゝ爲したるを特色とするのである。

□ 買入價格 買入價格は異常なる繭絲價の低落の爲、養蠶經濟が彼局に陥れらるゝが如き事態の發生を防止する爲、繭生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合に相當する金額を加へたるものを基礎とし算出する生絲價格と物價參酌値の下値三割と下値四割との間に於て農林大臣の定むる價格との範圍内に於て定めらるゝのである。但し買入價格の決定に付ては勅令に於て一定の制限があり、生絲原價の八割五分に相當する價格又は物價參酌値の下値三割に相當する價格を超ゆることが出来ないのである。而して右の賣渡價格及買入價格は、白十四中D格の生絲に付定めらるゝ、標準賣渡價格及標準買入價格と其の他の種類及品位の生絲の白十四中D格の生絲に對する格差とに依り定めらるゝのであり、又繭生産費中に於ける現金支出額及自給費並に生絲の製造販賣に要する費用に關しては、毎年約八百戸の養蠶家及約二百の製絲業者に付詳細なる調査を行ひ、之等の平均値に依り算定せらるゝこと、なるのである。

(三) 絲價安定施設組合の構成及其の機能

本法に依り絲價の調節を行ふべき當面の機關たる絲價安定施設組合は、製絲業法の適用ある全國の製絲業者及産業組合製絲を當然加入の組合員と爲し、輸出生絲問屋、生絲輸出業者並に本法施行地域外に於ける製絲業者を任意加入の組合員と爲す公法人であつて、之が設立に關しては設立命令及行政處分に依る設立の方法も用意せられて居る。而して其の意思機關としては總代會制度を採用し、又經費及過剰金に關し強制徴收の方法が規定せられて居る。

絲價安定施設組合は基準價格に依る生絲の賣渡又は買入の外更に買入價格維持の補充的施設として生絲の共同保管を行ふことが出来、又農林大臣は必要に應じ組合に對し組合員の生絲の共同保管を行ふべきことを命ずることが出来る。而して生絲の共同保管に關しては、過去に於て動もすれば製絲業者が購繭上の採算關係よりして客觀的には幾分高きに過ぐる價格に於て之を行ひたる結果所期の効果を收め得なかつた事例もあつたので、本法に於ては生絲の市價が買入價格の上値一割に相當する價格以下に低落したる場合に限り之を開始し得ること、せられ、又政府の認可、絲價安定委員會に對する諮問等慎重なる手續を経べきこと、せられて居る。尙強制保管の場合に在りては政府は組合に對し其の金利倉敷料に相當する價格の生絲を交付することが出来る。組合は又組合員の事業の改善統制に關する施設及積立金の造成等を行ふことが出来るのである。

(四) 政府の補強施設

政府は絲價安定施設組合の事業遂行に關し常に周到なる監督を怠らざるべきは當然のことであるが、其の外本法に規定せられたる政府の補強施設には次の如きものがある。

第一に、基準價格維持に關する施設としては、前述の如く政府は五萬俵の生絲と七千萬圓の資金とを以て組合の申込に應じて賣渡價格に依り生絲の賣渡を爲し又は買入價格に依り生絲の買入を爲すのであるが、更に必要あるときは組合の買入生絲を一定期間内に限り政府に賣渡すべきことを命じ得る

滿鐵の躍進

對滿事務局

一 緒 言

南滿洲鐵道株式會社は去る四月一日を以て創業滿三十年を迎へた。同社三十年の歴史は其の儘に我國大陸發展の歴史である。日露戦争後、國策遂行の任務を負つて生れ出た滿鐵は創業以來幾多の難局に遭遇し殊に昭和五、六年頃に於ては舊東北政權の壓迫に依り社業は重大なる危局に當面するに至つた。偶、滿洲事變勃發するや全社を擧げて軍の行動に協力し銃後の後援は固より繁劇なる軍事輸送の任を完うし挺身危地に起き彈雨の裡に其の職に殉ぜる社員の数も百數十名の多きに達した。

滿洲國の建國成るや昭和八年三月同國政府より全國有鐵道の經營並に新線の建設を委託せられ、又同年十月には朝鮮總督府所管の北鮮鐵道の一部をも受託經營するに至り全滿、北鮮に亘る鐵道を一元的に經營すると共に他國政府の方針に従ひ國防産業の助成、原料資源の確保等日滿經濟の擴充提携に參加協力することとなり、滿洲國の飛躍的發展に伴うて會社の社業も躍進の一路を辿り其の使命は愈々重きを加へつゝある。

二 組 織

明治三十九年六月勅令を以て「南滿洲鐵道株式會社設立ノ件」公布せられ、次いで兒玉委員長以下設立委員の任命あり、八月には遞信、大藏、外務の三大臣より命令書を交付し、越えて十一月には後藤總裁以下重役の任命あり、翌四十年四月一日を以て會社は營業を開始した。

會社に關する政府の監督は其の設立當時にあつては遞信大臣之を行ひ、爾來官制の改廢と共に監督機關も幾變遷したが、現在は内閣總理大臣の下に對滿事務局が監督の任に當つてゐる。

會社の職制は創立以來社業の進展に伴ひ屢變更せられたが、昭和十一年十月の改正後に於ける現在の職制では總裁の下に總裁室を始めとして經理、用度、産業、地方の各部、鐵道總局、撫順炭礦、中央試験所、東京支社、新京事務局、天津、上海各事務所等がある。

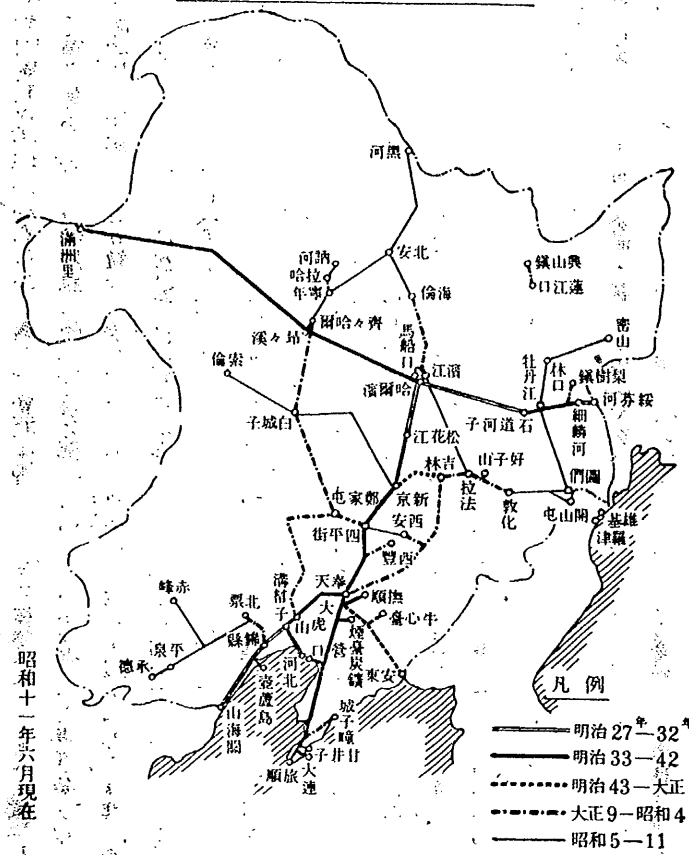
資本金も創立當時は二億圓であつたが、大正九年には四億四千萬圓に、昭和八年には更に八億圓に増資し、其の中四億圓は日本政府四億圓は民間の持株である。

三 事 業

一 鐵 道

(1) 社 線

滿洲ニ於ケル鐵道竣工狀況略圖



鐵道は會社事業の根幹を爲すものである。會社は過去三十年間經營の主力を之に傾注し、鐵道の建設、設備の整頓と共に運輸狀態の改良發達を圖つて來た。而も同時に附帶事業として倉庫、港灣、旅館業をも經營し、他方鐵道工場の完成と共に車輛の充實にも力を盡して來た、會社創業當時の明治四十年度末に於ては鐵道關係従事員は僅かに一萬餘名に過ぎなかつたものが、三十年後の現在に於ては約三萬を擁するに至つた。

又其の業績に於ても時に幾分の消長はあつたが、大體に於て一路躍進の路を辿り現在の社線延長は一千二百二十九軒である。

次に附帶事業の一たる港灣に就て述べれば大連、營口、安東の三港が其の主なるもので就中大連港は規模宏大諸施設完備し其の貿易額は逐年増加し昭和十年度に於ける著埠船舶數は約五千六百隻、輸出貨物約七百萬噸、輸入貨物約三百萬噸を算し其の發達の速なる港灣史上異數とせられて居る、又内地に於ても川崎、大阪の兩地に埠頭施設をなし子會社たる日滿倉庫會社に經營せしめてゐる。

(2) 滿洲國有鐵道

滿洲國建國と共に同國は交通機關就中鐵道網の完成を急務となし、其の全國有鐵道の經營及新線の建設を會社に委託することとなり、昭和八年二月九日附を以て會社と鐵道建設借款及委託經營契約を締結し、會社は國有鐵道の委託經營を爲す爲に奉天に鐵路總局を、又新線並に港灣建

設の掌理機關として鐵道建設局を本社内に創設した。

建國當時の滿洲國有鐵道總延長は二千九百餘軒であつたが、其の後新線建設の進捗と共に著しく増加し、昭和十年三月ソヴェト聯邦から讓渡せられた舊北滿鐵道の一千七百餘軒を加へると國有鐵道の總延長は昭和十一年末現在に於て約七千七百餘軒を算し、昭和十二年中には假營業中の新線及建設豫定線を加へて約八千四百餘軒に達する豫定である。

會社は右の如く鐵道經營の委託を受くると共に之に關聯する附帶業務として河川水運、港灣、自動車營業等も行つてゐる。

右の内河川水運は現在の所松花江、黑龍江だけであるが、哈爾濱から下流七百軒は僅に二千噸級汽船の航行が可能である。港灣としては現在河北(營口對岸)、壹盧島(二港)だけであるが、此の内壹盧島は最も有望視され、現に擴張工事を施行中である。自動車營業は昭和八年三月熱河線の北票、承德間の運行を開始したのを嚆矢とし、昭和十一年九月末現在では路線十六、其の總延長五千八百軒に達してゐる。

之等一切の業務に携はる従事員は昭和十一年八月末現在に於て内地人約一萬五千人、滿人約六萬人、其他約四千五百人合計約八萬人を算する。

(3) 北鮮鐵道

滿洲國の建國と共に日滿不可分の關係は愈々緊密の度を加へるに至つたので、政府は日滿新交

通路の整備、活用を圖る爲會社をして北鮮の羅津に大築港建設を行はしむることとし、昭和八年之が工事に着手し、昭和十年十一月一日一部竣工と共に營業を開始したが、昭和十二年度中には第一期工事を完了する豫定である。

斯く羅津に滿鮮鐵道の終端港築造を計畫すると共に北鮮鐵道(延長三百三十軒)をも滿鐵に委託經營せしむることとなり、會社は昭和八年十月一日以降之が經營に當つてゐる、尙會社は鐵道經營に關聯し北鮮に於ける雄基、清津兩港をも使用するの必要を感じたので、昭和十一年六月一日以降朝鮮總督府から兩港の無料貸付を受け之が經營に當つてゐる。

二 採炭、製油及製鐵

(1) 採炭

會社設立に際し引繼がれた炭礦は撫順、煙臺並に瓦房店の三であつたが、此の中撫順炭礦の經營は會社の最も力を注いだもので東郷、大山兩坑の開坑に引續き古城子の大露天掘の開始あり、引繼當時年産十萬噸前後に過ぎざりし出炭高は昭和十年度には八百萬噸に達し、收支差引千餘萬圓の利益を擧げてゐる。尙炭礦の經營が滿鐵に取り如何に重要なるかは滿鐵全鐵道運賃收入中右炭運賃が其の三割を超ゆる一事に依つても想像し得るであらう。

(2) 製油

撫順に於ける露天掘作業中剝離さるべき油母頁岩を乾溜して重油代用品を得んとする製油事業

は、昭和四年十二月業務開始以來順調な發展を遂げ、十年度に於て收入六百九十萬圓を擧げ支出五百九十萬圓を差引き、百萬圓の利益を收めて單に國策的事業と謂ふのみでなく採算の取れるものなることを證明してゐる。會社は更に一步を進めて石炭液化事業に其の全技術を傾注し既に半工業試験に成算を得て目下撫順に工場を建設中であり、之等が我國燃料國策樹立に貢獻する所は尠くあるまい。

(3) 製鐵

大正八年以來會社が鞍山に於て開始した製鐵業は其の後貧礦處理法の完成に依り基礎確立し、昭和七年度の如きは出銑高三十萬噸に達したが、同八年六月其の施設一切を株式會社昭和製鋼所に譲渡した。

以上諸事業の生産品販賣は創業以來會社に於て直營して來たが、昭和十一年十月日滿商事株式會社の設立と同時に同社に一括委託することとなつた、昭和十一年九月末即ち販賣業務分離直前に於ける其の取扱商品は石炭を始めとして銑鐵、鋼材、頁岩重油、硫酸、雜製品、雜礦物合計四十八種其の總金額二億二千萬圓に達してゐた。

三 地方經營

會社は政府命令書に依り鐵道沿線附屬地に於ける土木、教育、衛生等に關し必要なる施設を爲す責任を有すると同時に附屬地内の居住者に對し手数料を徴收し其の他必要なる費用の分賦を爲し得

る機能を附與された。

會社が附屬地の經營に當るや沿線樞要の地を選んで道路、橋梁、堤防、護岸、上下水道、公園、市場等市街地としての一切の施設を爲した。明治四十一年三月末附屬地の戸數八千六百餘であつたものが、昭和十年末には十萬一千二百餘となり又人口は二萬九千五百餘人より五十四萬四千七百餘人となり十八倍餘の増加である。

次に會社が創業以來幼稚園、小學校、各種中等學校及專門學校等の内鮮人教育及滿洲國人教育の學校建設に投下した事業費は昭和十年末現在約二千四百萬圓に達してゐる。又會社は過去三十年間に診療機關、醫科大學の經營、衛生研究所の設立、地方に於ける保健防疫施設等の改善充實の爲に約一千八百萬圓の事業費を投じてゐる。

會社は又創業の當初から滿洲産業開發の根幹を爲す農、畜、林産資源の研究調査を進め、樞要の地に試験場を設けて各種の試験研究を行つてゐる。大豆、粟、甜菜、ケナフ、水稻、果樹、棉花、煙草等の改良試験、綿羊、豚、産馬、畜牛等の改良試験は其の主要なる業績である。

會社が創業以來鐵道附屬地の公共施設其の他地方經營の爲に投じた地方施設事業費は昭和十年末現在約一億九千三百萬圓の巨額に達してゐる。

四 關係會社

前述の如き諸直營事業以外に關係會社に於て行ふ各種事業は極めて多岐に互り、社業の延長又は

補助機關たるものに大連汽船、福昌華工、國際運輸、日滿商事等があり、國策上關與したものに昭和製鋼所、滿洲拓植、鮮滿拓殖、大連農事、日滿マグネシウム、滿洲輕金屬製造、滿洲化學工業、滿洲炭礦、滿洲探金、滿洲石油、滿洲電信電話、滿洲電業、滿洲航空、同和自動車工業、滿洲鑛業開發等があり、産業開發助成の爲に關與したものに大連都市交通、南滿洲瓦斯、大連油脂工業、滿洲大豆工業、昌光硝子、大連鑛業等あり、其の總數八十に及び公稱資本金總計約七億三千二百萬圓、内滿鐵引受分約三億四千三百萬圓(内拂込額二億四千八百萬圓)に上つてゐる。之等諸會社を創立年度順に見ると明治年代五、大正年代三十五、昭和年代四十となり、滿鐵引受金額は明治年代の分約二百二十五萬圓、大正年代約七千二百六十萬圓であるのに比し昭和年代の分は一躍約二億六千八百五十五萬圓に増大して居り特に滿洲事變後に於て激増してゐる。即ち事變後設立の三十一社及事變後實際的活動を開始するに至つた昭和製鋼所を加へると會社の引受金額は約二億四千四百四十七萬圓の巨額に達する。

四 結 言

今や滿洲國は國礎漸く固まり我が帝國と密接不離相携へて東洋平和の確立に邁進しつゝある、此の間滿鐵は全滿に於ける經濟開發の大動脈たる鐵道經營者として又各種産業開發の先驅者として其の使命は愈々重きを加へてゐる。政府は全國民の強力なる支援に依り此の會社が愈々健全なる發展を遂ぐる事を冀求して已まざる次第である。

獨逸の勞働奉仕團制度

一 獨逸勞働奉仕團の沿革とその成立

外務省情報部

獨逸に於ける勞働奉仕の制度は既にナチス政權確立以前一九三一年に實施せられたが、それは一九三五年六月ナチス政府に依つて強制化せられた現在の勞働奉仕團制度の前驅とも見らるべきものであつて、任意制度のものであり、參加資格は原則として失業保險請求権者とせられてゐたのでその理想や抱負は兎も角として運用の實際は失業者救濟手段と見らるべきものであつた。然るにナチス政府の勞働奉仕團は愛國精神の發揚と國民教育とを主眼とするものであつて、このナチスの勞働奉仕の觀念はナチスが政權を獲得する以前から夙に主張し來つた思想で既に一九二八年にナチスは國會で勞働奉仕團制度の制定を提案したことがあつたが、この提案は左翼諸黨派の反對で遂に成立を見なかつた。然しナチスは之に加せずして黨の機關として自由勞働者教育改善組合と稱する勞働奉仕團を設置して政府及反對派の壓迫を巧みに避け乍ら黨員にナチス精神に基く教育を行ひつゝあつたが、一九三三年にヒットラーがナチス政權を確立すると共に勞働奉仕團を正式に國家的の機關と爲し、その最高指導者を國務次官に任命し、一九三五年に國民皆兵制度の實施を機として國民一般に對して勞働奉仕の義務を課することとし然もこの義務は獨逸國民に課せられた國家に對する榮譽ある勳勞奉仕であると法

律に規定されてゐる。この勞働奉仕團は苟も純粹なる獨逸國民である限り男女の別を問はず一般青年に一定期間嚴格な規律の下に團體生活を營ましめつゞさに「勞働の神聖」を體驗せしめると共に勞働に依つて國家に奉仕するといふ精神を國民に體得せしめ、健全なる第二國民を養成することを主眼とするものであるが、その實施に依つて (イ) 食料の自給自足政策の遂行を援け (ロ) 失業を緩和し (ハ) 勞働力を地方的に分散化する等の副効果も亦大なるものがある。

二 勞働奉仕法の大綱

勞働奉仕は今日國民一般の義務となり、一九三五年六月二十六日附の勞働奉仕法は大要左の如く規定してゐる。

- (一) 勞働奉仕は獨逸國民の名譽的奉仕にして全青年は其の性の區別を問はず勞働奉仕をなす義務を有す(第一條第一項、第二項)
- (二) 勞働奉仕は獨逸青年をしてナチス精神に基き國民協同體、眞の勞働觀念、殊に筋肉勞働に對する正當なる尊敬を得さしむる様訓育することを目的とす(同條第三項)
- (三) 勞働奉仕は一般に利益を與ふる勞働を行はしむるものとす(同條第四項)
- (四) 勞働奉仕は内務大臣の監督下に在り、勞働奉仕最高指導者は内務大臣に所屬し命令權を行使す(第二條第一項)
- (五) 年々召集せらるべき勞働奉仕者の數及其の奉仕期間は總統之を定む(第三條第一項)

- (六) 勞働奉仕義務は滿十八年を以て始り滿二十五年を以て終了す、勞働奉仕者は通常滿十九年を終了すべき年に召集せらるゝものとす(第三條第二項、第三項)
 - (七) アーリアン人に非ざる者又は之と婚姻したる者は勞働奉仕を爲すことを得ず、但し兵役に服し得べき非アーリアン人は勞働奉仕に参加せしむることを得(第七條)
 - (八) 勞働奉仕に服する間は黨員たり得るも黨及其の系統團體の仕事を得ず(第十七條)
- 尙勞働奉仕に關する法律第三條(前掲五)に基き一九三五年六月二十七日附總統令を以て奉仕期間は最長半ヶ年を以て限度となし、奉仕者數は一九三五年十月一日乃至一九三六年十月一日の期間に於ては幹部員を含めて平均二十萬人とすと定められた。

三 勞働奉仕團の構成

先づ獨逸全國を三十の勞働班に區分し、各勞働班の指導者には五大隊乃至十大隊が配屬し、一大隊には六中隊乃至十中隊が屬し、そして勞働單位及奉仕單位として一營舍團體を構成する一中隊は三小隊を以て、又一小隊は三分隊を以て組織せられてゐる。そして一中隊に所屬する奉仕團員數は夏季に於ては百六十一人、冬季に於ては百四十三人に及ぶといふ。

尙一九三五年十一月一日現在の勞働奉仕團所屬員數は幹部約二萬人(男子)を含み十八萬三千二百六十九人(男子)に達してゐる。

等の建設事業は成るべく夫々専門の職工に任かせて、勞働奉仕團は社會政策上の見地から之に參與しない。尙右の新開拓地には農民又は過剩都會人の移住を奨励する。

- (一) 山林に於ける開墾事業
- (二) 埋立地工事
- (三) 水路改良工事
- (四) 洪水防備工事
- (五) 道路工事 (但し費用の關係上普通勞働者を使用出来ない場合で、例へば山岳地方の道路工事や、農耕地や森林に通路を開設する工事等の如く多大の經費と時間を要し、然も公益の性質を有するものに限り、原則として普通勞働者の繩張を犯さぬこと)

(六) 洪水火災等の場合に於ける防禦活動 (七) 灌水勞働 (八) 冬季も原則として戶外勞働を續けるが、極寒の時(零下八、九度以下のとき)には屋内にて夏季勞働の準備作業等をなす
 尙勞働奉仕團の勞働振に就て注意すべき點は勞働に當つては原則として、即ち必要止むを得ざる場合の他は、機械を使用しないことでは同奉仕團設置の趣旨が、團員に筋肉勞働の神聖なことを體驗せしむる點にあるが爲で、能率の如何の如きは第二義的のものとしてゐるからである。

七 勞働奉仕團の事業と一般産業

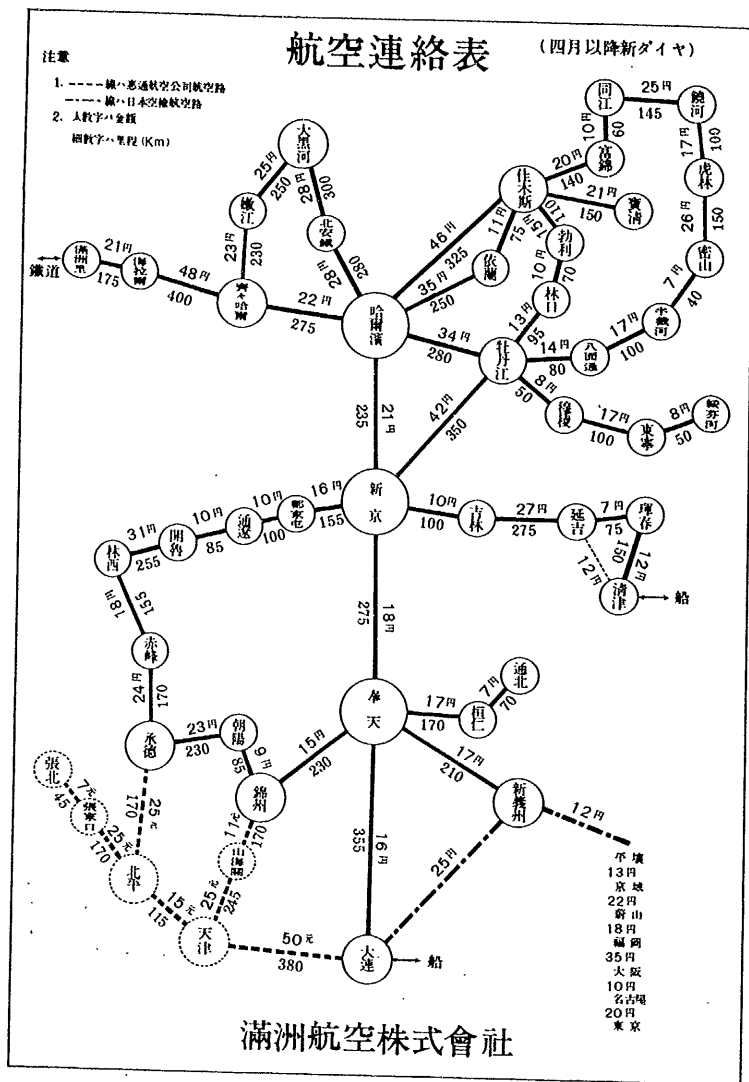
勞働奉仕團は普通勞働者の繩張を犯さぬ様に留意してゐることは既述の通りであるが、奉仕團の開拓した新土地に於ける建設事業には普通勞働者を以て之に充つる爲、失業者の増加を來たすが如きことなく反つて失業者の減少に役立つてゐる。尙團員の被服や日常必需品等の供給は之を外部から仰ぐことにしてゐるし又之等の修繕の如きも極めて些細なもの、外は之を専門商人に任ずること、してゐる。

から、勞働奉仕團の設置に依つて被服商靴商等一般産業を潤すこと亦極めて大なるものがあり、現に一九三三年中に勞働奉仕團が一般産業界に支拂つた金額は一億二千百萬馬克と算定されてゐる。

八 勞働奉仕團と兵役との關係

一九三五年六月二十六日附勞働奉仕法に依つて一般青年に勞働奉仕義務を課したることは既述の通りであるが、同法第三條に基きヒットラー總統は勞働奉仕期間は最長半ケ年とし、半ケ年收容人員平均二十萬人と決定したが、之より先一九三五年五月二十一日附の兵役法で一ケ年兵役義務(一九三六年八月兵役義務を二ケ年に延長した)を規定したるとき、壯丁は入營前必ず勞働奉仕義務を終了すべきことを規定し、勞働奉仕を以て兵役義務の必要前提條件としてゐるから、一ケ年經過後には新に約四十萬人の壯丁が勞働奉仕義務を完了して入營を待つてゐることになるのである。尙前述の勞働奉仕法には奉仕團下級幹部員たる指導者候補者となるべきものは、軍隊に於て現役義務を終了したるものなることを要すとの規定がある。

茲に於てナチスの青年訓練を綜合的に觀察して見ると、年齢滿十七歳迄の少年時代にはヒットラー少年團員として規律ある共同生活に入つて體育を勵み、滿十八歳よりは勞働奉仕團員として半ケ年間更に厳格な規律の下に有識富有者たるは無學貧困者たるを問はず一律に同一家屋に居住せしめて體力を練り精神を修養して自ら勞働の神聖を體驗せしめたる上更に二ケ年間正式軍隊教育を受けしむる仕組となつてゐる。



九 勞働奉仕團の豫算

勞働奉仕團に要する諸經費を一九三三年の調査に基いて列記すれば次の通りである。

年	金	旅費及移轉費	事務所費
一 行政費	四千万圓	三百萬圓	三百萬圓
二 衛生費	二千三百萬圓	二百五十萬圓	十萬圓
三 指導員費	一億五千五百萬圓	一千九百萬圓	四百萬圓
四 裁判費	五百萬圓	七十五萬圓	百二十萬圓
五 奉仕團員一人當り經費	食事、被服、運動用具洗濯費、宿舍費、給與等		
合計一年間	約七百三十萬圓(一日本平均二萬圓)		

右の費用は奉仕團費として豫算に計上せらるゝ外失業保險事業資本(失業救済資金等)に依つて賄はれて居り、右豫算に計上せられたる部分は、一九三二年—三三年豫算では八千二百萬圓、一九三三年—三四年豫算では二億圓となつてゐる(獨逸國統計局年鑑に據る)。

十 女子勞働奉仕團

女子勞働奉仕團は一九三四年一月迄は男子勞働奉仕團の一部として存在してゐたが、其の後獨立した。右奉仕團は良妻賢母を養成するのを主眼とし、且女子は家庭の生活をなすことを本來の任務とするものなりとの觀念を徹底せしめんとし、男子同様一定期間の共同生活を營ましめ體力の鍛練と共に精神の修養に努めることになつてゐるが、この奉仕義務は當分の中保留せられ目下は任意制度となつてゐる。

週報

第二十七號

昭和二十二年四月二十一日

- 今次總選舉の意義 (林内閣總理大臣)
- 總選舉と國民の覺悟 (河原田内務大臣)
- 選舉と國民の務 (文部省)
- 今回の選舉肅正 (内務省)
- 選舉違反に就て (司法省刑事局)
- 選舉運動に就て (内務省警保局)

總選舉特輯號

官報附録

昭和二十二年四月二十一日發
昭和二十二年四月二十二日發

五錢

週報

昭和二十二年四月二十一日發
昭和二十二年四月二十二日發

（每週一回水曜日發行） 第二十六號

（本書の大きさは國定規格A5判）

所 込 申	價 定
内閣印刷局發賣掛 電話九ノ内(三)三五二一九 振替東京一九〇〇〇番 全國各地官報販賣所 東京都書籍株式會社 東京市神田區錦條町一ノ三三 振替東京九三九〇番 最寄書店・驛書店	一ヶ年(前金) 二圓四十錢
	一ヶ年分未滿配送御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。
	外國郵便に依る地 (城は三圓四十錢) 要送料

官報附録週報別刷

昭和二十二年四月十四日印刷發行

編輯者 情報委員會
東京市麹町區永田町
印刷者 内閣印刷局
東京市麹町區大町